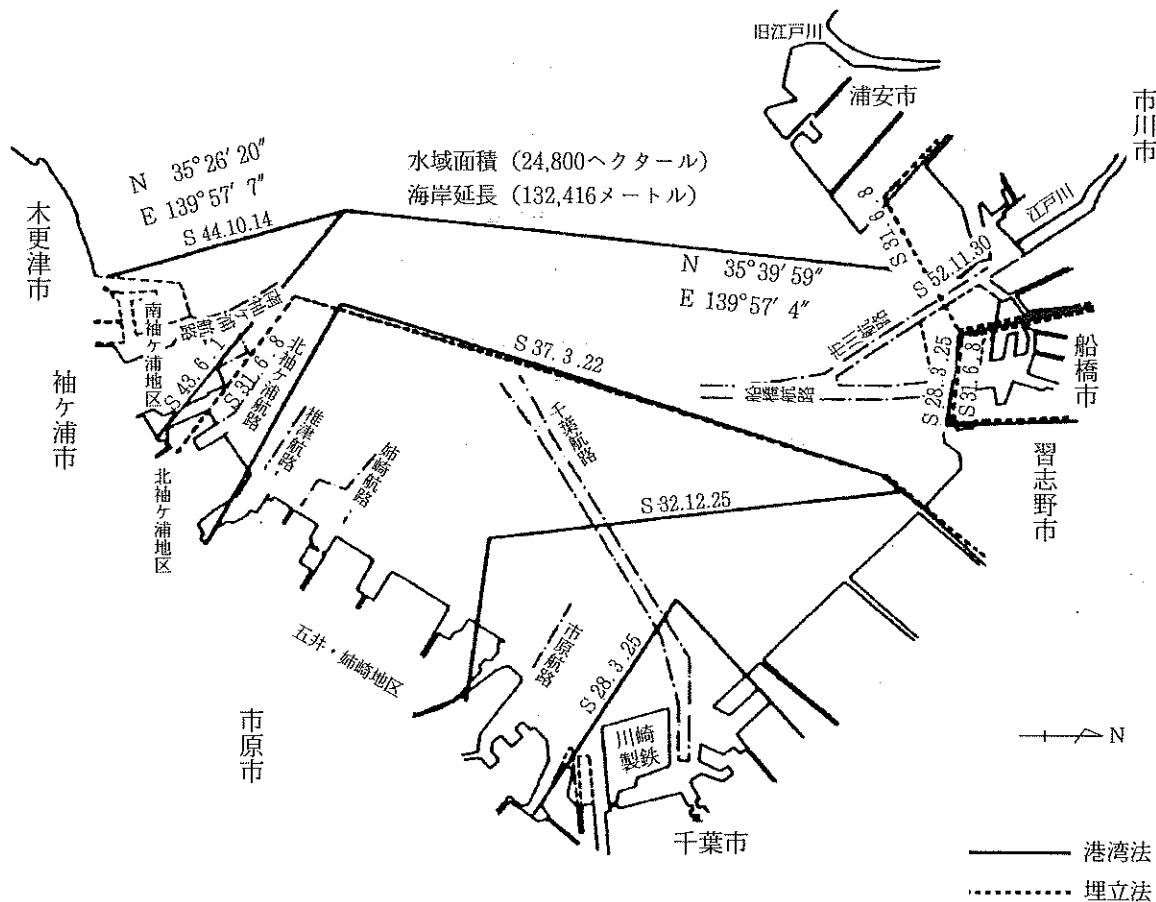


3 法令による港の区域

(1) 千葉港港湾区域 (港湾法)

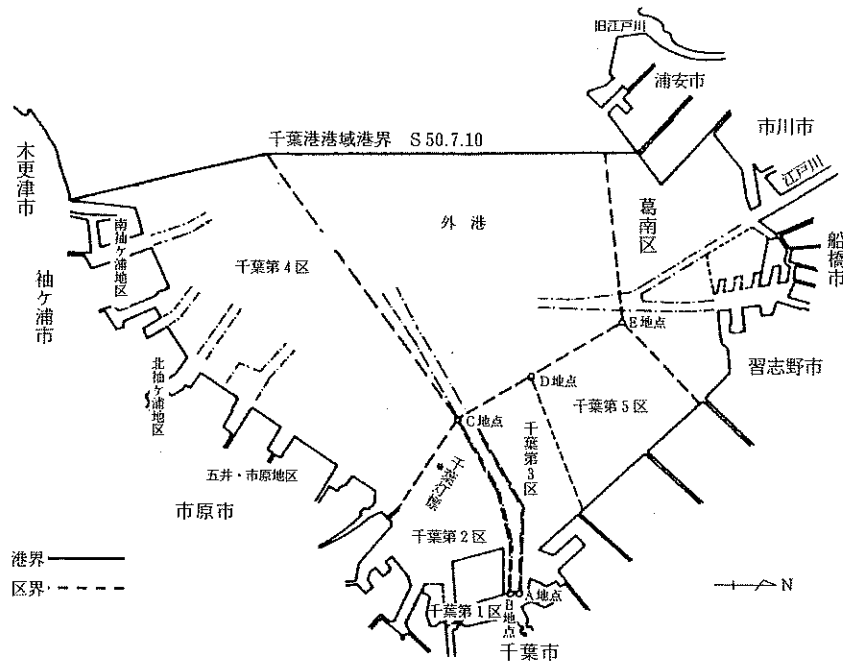


千葉港 (港湾法)

昭和52年11月30日 昭和52年12月13日
港管第3887号 千葉県告示第833号

袖ヶ浦市と木更津市との境界海岸 (北緯35度26分20秒、東経139度57分7秒) から343度7,600メートルの地点まで引いた線、同地点から8度17,600メートルの地点まで引いた線、同地点から市川市塩浜1丁目15番地の2の護岸最先端 (北緯35度39分59秒、東経139度57分4秒) まで引いた線並びに陸岸及び市川市千鳥町1番地の地点 (北緯35度40分20秒、東経139度55分45秒) から市川市加藤新田211の10番地の地点 (北緯35度40分28秒、東経139度55分57秒) まで引いた線により囲まれた海面並びに市川市本行徳字東浜2554番地の23の江戸川右岸の地点 (北緯35度40分30秒、東経139度56分47秒) から市川市高谷新町19番地の2の江戸川左岸の地点 (北緯35度40分40秒、東経139度57分) まで引いた線、海老川船橋橋、都川新大橋及び養老川最下流配管橋各下流の河川水面。ただし、漁港法 (昭和25年法律第137号) により指定された奈良輪漁港の区域を除く。

(2) 千葉港港域 (港則法)



千葉港 (港則法)

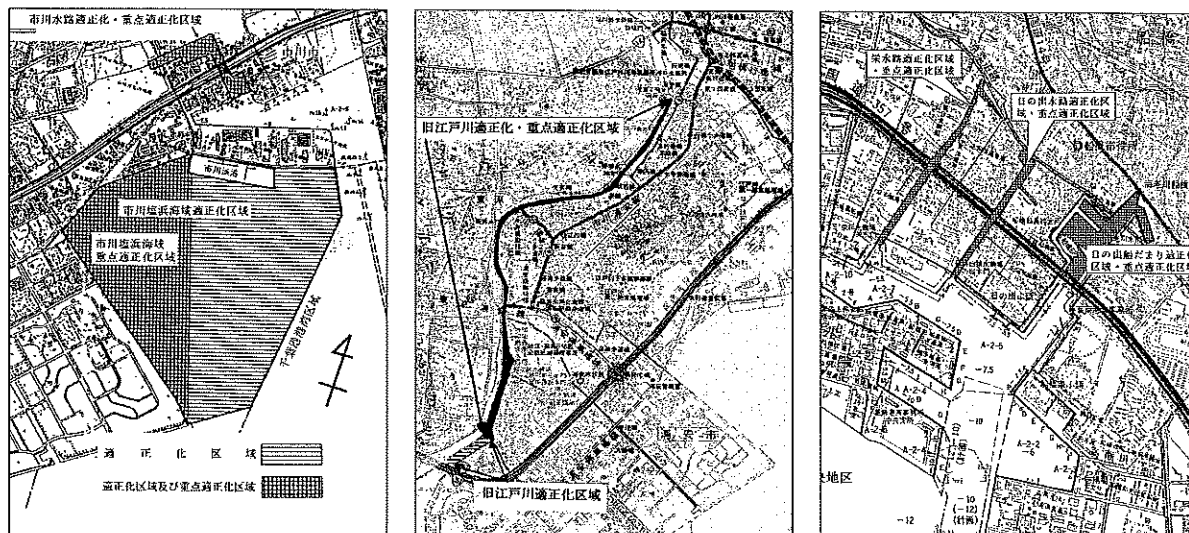
昭和50年7月10日

政令第205号

港域 千葉燈標 (35° 33' 53" N、140° 02' 56" E) から238° 40' 12,870m (港界角) の地点から0° に陸岸 (岸線角) まで引いた線、同地点から163° に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに江戸川行徳橋、海老川市道海神宮本線海老川橋、都川寒川大橋及び養老川送油橋各下流の河川水面。

港 区	境 界	停泊すべき船舶
千葉区 第1区 (千葉港湾事務所)	千葉航路北側線の東端 (以下A地点という) から中央ふ頭南東端まで引いた線、A地点から同航路南側線の東端 (以下B地点という) まで引いた線、B地点から川崎製鉄所西側埋立地北東端まで引いた線、同埋立地南東端から東京電力千葉火力発電所岸壁北西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川寒川大橋下流の河川水面。	各種船舶
第2区	五井防波堤、同防波堤突端から千葉航路南側線の西端 (以下C地点という) まで引いた線、同航路南側線、第1区境界線及び陸岸により囲まれた海面 (航路を除く)	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第3区	千葉燈標から315° 3,590mの地点 (以下D地点という) から65° に引いた線、D地点から千葉航路北側線の西端まで引いた線、同航路北側線、第1区境界線及び陸岸により囲まれた海面。	同上
第4区	五井防波堤、第2区境界線、C地点から港界線屈曲点まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面並びに養老川送油橋下流の河川水面 (航路を除く)	同上
第5区	千葉燈標から323° 30' 7,460mの地点 (以下E地点という) から35° に引いた線、E地点からD地点まで引いた線、第3区境界線及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶
葛南区 (葛南港湾事務所)	千葉区第5区境界線、E地点から270° に境界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面並びに江戸川行徳橋及び海老川市道海神宮本線海老川橋各下流の河川水面。	各種船舶及び危険物を積載した船舶
外 港	葛南区、千葉区及び航路を除いた港域内海面。	同上

(3) 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に係る適正化区域及び重点適正化区域



1. 適正化区域の指定

- ア. 市川水路及び市川塩浜海域（平成15年1月1日施行）
- イ. 旧江戸川（平成16年8月1日施行）
- ウ. 日の出船だまり・日の出水路・栄水路（平成20年4月1日施行）

プレジャーボートの係留保管の適正化を図る必要がある下記の区域を指定

- ① 放置されたプレジャーボートの集積の是正等を図る区域
- ② 災害時における船舶による避難活動への支障の予防を図る区域
- ③ 県民生活の安全保持、円滑な経済活動、良好な生活環境に対する支障の是正、支障発生危険の回避及び発生の予防を図る区域

2. 重点適正化区域の指定

上記適正化区域のうち、特に適正化を図る必要がある区域を指定

3. 指定区域内のプレジャーボートに関する措置

- ① 適正化区域内の措置
 - ・ 放置プレジャーボートの所有者等に対する指導
 - ・ 放置プレジャーボートの所有者等の氏名等の公表
 - ・ 最高5万円の過料
- ② 重点適正化区域内の措置
 - ・ 放置プレジャーボートの強制移動
 - ・ 強制移動を行ったプレジャーボートの所有者等の氏名等の公表
 - ・ 最高50万円の罰金